附則様式（附則第２項関係）

（第１面）

特定再生資源屋外保管業営業届出書

年　　月　　日

　　（宛先）

　　　　　　埼玉県知事

届出者

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

電子メールアドレス

　　埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（以下「条例」という。）附則第２条第２項の規定により、従前の特定再生資源屋外保管業の営業について、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 特定再生資源屋外保管事業場の所在地 |  |
| 特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 特定再生資源屋外保管事業場の構造 |
| 特定再生資源屋外保管事業場の設備 |
| 保管 |
|  | 保管の場所 | 位置 | 面積 | 保管物の区分 | 保管物を積み上げる高さ |
| １ |  | 　　　　㎡ | （１）金属スクラップ（２）プラスチック類（３）雑品スクラップ |  |
| ２ |  | 　　　　㎡ | （１）金属スクラップ（２）プラスチック類（３）雑品スクラップ |  |
| ３ |  | 　　　　㎡ | （１）金属スクラップ（２）プラスチック類（３）雑品スクラップ |  |
| ４ |  | 　　　　㎡ | （１）金属スクラップ（２）プラスチック類（３）雑品スクラップ |  |
| ５ |  | 　　　　㎡ | （１）金属スクラップ（２）プラスチック類（３）雑品スクラップ |  |
| 保管の作業の方法及び手順 |

|  |
| --- |
| （破砕等（破砕、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理をいう。以下同じ。）をする場合） |
|  | 破砕等の場所 | 位置 | 面積 | 破砕等の種類及び方法 |
| １ |  | 　　　　㎡ | （１）破砕（２）切断（３）圧縮（４）解体（５）洗浄（６）その他 |  |
| ２ |  | 　　　　㎡ | （１）破砕（２）切断（３）圧縮（４）解体（５）洗浄（６）その他 |  |
| ３ |  | 　　　　㎡ | （１）破砕（２）切断（３）圧縮（４）解体（５）洗浄（６）その他 |  |
| ４ |  | 　　　　㎡ | （１）破砕（２）切断（３）圧縮（４）解体（５）洗浄（６）その他 |  |
| ５ |  | 　　　　㎡ | （１）破砕（２）切断（３）圧縮（４）解体（５）洗浄（６）その他 |  |
| 破砕等の作業の方法及び手順 |
| 破砕等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力 |

　備考　１　「保管物の区分」の欄は、保管をする保管物の区分のうち、該当する区分の番号を〇で囲むこと。

　　　　２　「破砕等の種類及び方法」の欄は、破砕等の種類のうち、該当する種類の番号を〇で囲み、その方法について具体的に記載すること。

　　　　３　各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

　　　　４　この届出書は、令和７年６月３０日までに提出すること。

（第２面）

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類 | １　事業計画の概要を記載した書類２　特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図３　特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し４　届出者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類５　住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）（届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）６　届出者が条例第９条第１項第３号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（届出者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）７　届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）８　届出者が法人である場合には、その役員の住民票の写し９　届出者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）１０　届出者に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第８条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し１１　次に掲げる事項を記載した標準作業書イ　特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画ロ　油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法ハ　電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法ニ　保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法ホ　保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法へ　特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法ト　当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法チ　その他知事が定める事項 |

（第３面）

|  |
| --- |
| 届出者（個人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
|  （法人である場合） |
| （ふ　り　が　な）名　　　　　　称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |
| 法定代理人（届出者が未成年者である場合） |
|  | 　　（個人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
|  | 　　（法人である場合） |
|  | （ふ　り　が　な）名　　　　　　称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |
|  |  |  |
|  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |

　備考　各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

（第４面）

|  |
| --- |
| 役員（届出者が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 | 株 | 出 資 の 額 |  |
| （ふりがな）氏名又は名 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　　　籍 |
| 割　　　合 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |

　備考　各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

（第５面）

|  |
| --- |
| 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第８条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合） |
|  | （ふりがな）氏　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 条例第１８条で規定する現場責任者 |
|  | （ふりがな）氏　　名 | 生 年 月 日 | 住所 |
| 役職名・呼称 | 連絡先の電話番号 |
|  |  |  |
|  |  |
| 上記の現場責任者が不在のときに、現場責任者となる者 |
|  | （ふりがな）氏　　名 | 生 年 月 日 | 住所 |
| 役職名・呼称 | 連絡先の電話番号 |
|  |  |  |
|  |  |

　備考　各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

添付書類〇

事業計画の概要を記載した書類

事業計画の概要

１　事業概要

（１）事業の概要

（２）取扱う特定再生資源の種類

（３）取引内容

（４）業務の具体的な計画

２　事業場の概要

（１）事業場一覧

（２）事業地の状況

（３）計画地周辺の状況

３　保管及び破砕等

（１）保管の場所一覧表

（２）保管の場所の概要

（３）破砕等の場所一覧表

（４）破砕等の場所の概要

４　油水分離装置等の設備

（１）油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の概要

１　事業概要

（１）事業の概要

　　　特定再生資源屋外保管業において、引受先事業者から特定再生資源が排出され、当該事業場で保管又は破砕等を行い、売却先に搬出するまでの流れを示すフロー図を記載してください。

（２）取扱う特定再生資源の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 保管物の区分 | 取扱物品 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（３）取引内容

　　ア　引受先予定事業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 引受先予定事業者 | 特定再生資源の種類 | 取扱量(t/月) |
| 名　　称： 代表者名：　　　　　住　　所： 排出場所： 電話番号：  |  |  |
| 小　　計 |  |
| 名　　称： 代表者名： 　　　　　住　　所： 排出場所： 電話番号：  |  |  |
| 小　　計 |  |
| 名　　称：代表者名：住　　所：排出場所：電話番号： |  |  |
| 小　　計 |  |
|
|  | 合　　計 |  |

　　※　「取扱量」は、１か月の予定平均数量を記入し、「小計」には事業者ごとに１か月の予定取扱量の小計を出して記入し、「合計」には、それらの合計を記入してください。

　　※　特定再生資源屋外保管業営業届出書の提出時には、令和６年１２月３１日までに特定再生資源屋外保管業を行っていた取引実績を証明する書類を添付してください。

 　イ　引渡先予定事業者（売却先）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定再生資源の種類 | 処理方法 | 引渡先予定事業者 |
|   |  | 名　　称： 代表者名： 　　　　　事業の内容： 事業場の所在地：電話番号：  |
|   |  | 名　　称： 代表者名： 　　　　　事業の内容： 事業場の所在地：電話番号：  |
|   |   | 名　　称：代表者名：　　　　　事業の内容：事業場の所在地：電話番号：  |
|
|  |  | 名　　称：代表者名：事業の内容：事業場の所在地：電話番号： |

※　「処理方法」は、具体的な売却先における処理方法等を記入してください。

　※　特定再生資源屋外保管業営業届出書の提出時には、令和６年１２月３１日までに特定再生資源屋外保管業を行っていた売却実績を証明する書類を添付してください。

ウ　取扱う特定再生資源の発生工程及びその性状等

　　　・引受先予定事業者ごとに、取扱う特定再生資源の発生工程のフロー図を記載してください。

|  |
| --- |
| （４）業務の具体的な計画（業務を行う時間、休業日、従業員数及び特定再生資源以外を取扱う場合にあってはその概要を含む。） |
| 従業員数内訳年　　月　　日現在 |
| 役　員 | 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第8条に定める使用人 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

２　事業場の概要

（１）事業場一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 事　業　場 | 土地利用 |
| １ | 所在地（地番）：〒 　電話番号 　　　　　 　　　　　（事業場 合計面積 　 ㎡） |  市街化区域(用途地域：　　 ） 市街化調整区域 非線引き都市計画区域(　　） 都市計画区域外 |
| ２ | 所在地（地番）：〒 電話番号　　　　　　　　　　　（事業場 合計面積 　 ㎡） |  市街化区域(用途地域：　　　) 市街化調整区域 非線引き都市計画区域(　　） 都市計画区域外 |
| ３ | 所在地（地番）：〒 　　 電話番号　　　　　　　　（事業場 合計面積 ㎡） |  市街化区域(用途地域：　　 ） 市街化調整区域 非線引き都市計画区域(　　） 都市計画区域外 |

　　※　所在地のうち筆の一部を事業地として使用する場合は、地番の後に「～の一部」と記入してください。

　　※　事業場 合計面積は、筆の全部を使用する場合は登記簿上の合計面積、筆の中に一部を使用する箇所がある場合には、その部分については使用する実測の面積を合計したものを記入してください。

新規・変更後・変更前

事業場Ｎｏ．

（２）事業地の状況（事業場ごと及び新規又は変更前後それぞれ作成して下さい。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 登記簿上の所在地 | 地番 | 地目 | 面積（㎡）( )は一部面積 | 所有者 |
|  |  |  | ( 　　 ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|  |  |  | ( ) |  |
|
|  |  |  | ( ) |  |
| 合　　　計 　 　筆 | 登記簿上の敷地面積　　　　　㎡（事業場の合計面積　　　　　　　　㎡） |

　　　※　「面積」欄については、登記事項証明書の表示のとおり記載してください。

　　　※　筆の一部を使用する場合は、控除面積を明らかにする図面を添付してください。

事業場Ｎｏ．

（３）計画地周辺の状況（事業場ごと及び新規又は変更後について作成してください。）

　 ア　計画地周辺の住宅の状況

　　　　３００ｍ以内（　　）戸

　　　　※上記の範囲を示す図面（地図）を添付してください。

　 イ　計画地までの搬入路

　　　　搬入路の有無

　　　　有（公道　路線名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　（私道　所有者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　無

　 ウ　排水等の状況

　　　　(ｱ)排水　　　　　　　　　　　　　　　　 (ｲ)雨水

　　　　　・公共下水道　　　　　　　　　　　　　　・公共下水道

　　　　　・公共用水域（水路名：　　　　　）　　　・公共用水域（水路名：　　　　）

　　　　　・地下浸透　　　　　　　　　　　　　　　・地下浸透

　　　　　・無

　 エ　土地利用についての規制

　　　　(ｱ)都市計画

　　　　　・市街化区域（　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　・市街化調整区域

　　　　　・非線引き都市計画区域（　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　・都市計画区域外

　　　　(ｲ)地区等

　　　　　・風致地区

　　　　　・公園

　　　　　・緑地保全地域

　　　　(ｳ)その他

　　　　　・農業振興区域（農用地・農用地区域外）

　　　　　・農業振興地域外

　　　　　・自然環境保全地域

　　　　　・緑地環境保全地域

　　　　　・自然公園地域

　　　　　・保安林・保安施設地区

　　　　　・鳥獣特別保護地区

　　　　　・砂防指定地

　　　　　・河川区域・河川保全区域

　　　　　・急傾斜地崩壊危険区域

　　　　　・地すべり防止区域

　　　　　・その他（　　　　　　　　　　　　　）

３　保管及び破砕等

（１）保管の場所一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場Ｎｏ．　 | 新規、変更なし、変更前・変更後 |
| 事業場所在地 |  |
| No | 保管物の区分（破砕等を行う場合は、破砕等前･後の別も記載してください。） | 保管の場所の面積（㎡） | 保管の高さ（ｍ） |
| １ | 〔　　　〕 |  |  |
| ２ | 〔　　　〕 |  |  |
| ３ | 〔　　　〕 |  |  |
| ４ | 〔　　　〕 |  |  |
| ５ | 〔　　　〕 |  |  |
| ６ | 〔　　　〕 |  　　 |  |
| ７ | 〔　　　〕 |  　　 |  |
| ８ | 〔　　　〕 |  　　　 |  |
| ９ | 〔　　　〕 |  　　　 |  |

（２）保管の場所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場番号　No.保管の場所番号　No. | 新規、変更なし、変更前・変更後 |
| 保管物の区分 |  |
| 保管の目的 |  |
| 保管状況 | 囲いへの直接負荷部分（三方あり・三方以外あり・なし） |
| 保管の場所の面積 |  |
| 保管の高さ |  |
| 保管容器 | 容器の種類 |  |
| 容量及び数量 |  |
| 保管の場所の容量 |  |
| 隣接する保管物との距離 |  |
| 火災による延焼を防ぐに足りる仕切りがある場合には、その構造等 |  |
| 底面 | 保管に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由 |  |
| 不浸透性措置 |  |
| 環境保全対策 | 囲い |  |
| 飛散防止措置 |  |
| 流出防止措置 |  |
| 浸透防止措置 |  |
| 悪臭防止措置 |  |
| 騒音振動防止措置 |  |
| ねずみ及び蚊等の防止措置 |  |
| その他 | 作業時間 |  |
| 責任者 |  |

　　（注１）「保管の場所の面積」「保管の高さ」「保管容器の容量」「保管の場所の容量」の数値は、小数点以下１桁まで表記することとし、小数点以下１桁未満の数値は切り上げて記載してください。

　　（注２）底面の不浸透性措置については、不浸透性であることが証明できるものを添付してください。

（３）破砕等の場所一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場Ｎｏ．　 | 新規、変更なし、変更前・変更後 |
| 事業場所在地 |  |
| No | 特定再生資源の種類 | 破砕等の種類 | 破砕等の方法 | 破砕等の場所の面積（㎡） |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |

（４）破砕等の場所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場番号　No.破砕等の場所番号　No. | 新規、変更なし、変更前・変更後 |
| 特定再生資源の種類 |  |
| 破砕等の種類 |  |
| 破砕等の方法 |  |
| 破砕等の場所の面積 |  |
| 破砕等の用に供する設備 | 種類 |  |
| 型式 |  |
| 数量 |  |
| 処理方法 |  |
| 処理能力 |  |
| 底面 | 破砕等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由 |  |
| 不浸透性措置 |  |
| 環境保全対策 | 飛散防止措置 |  |
| 流出防止措置 |  |
| 浸透防止措置 |  |
| 悪臭防止措置 |  |
| 騒音振動防止措置 |  |
| ねずみ及び蚊等の防止措置 |  |
| その他 | 作業時間 |  |
| 責任者 |  |

　（注１）「破砕等の場所の面積」の数値は、小数点以下１桁まで表記することとし、小数点以下１桁未満の数値は切り上げて記載してください。

　（注２）「処理能力」の数値は、小数点以下２桁まで表記することとし、小数点以下２桁未満の数値は切り上げて記載してください。

　（注３）底面の不浸透性措置については、不浸透性であることが証明できるものを添付してください。

４　油水分離装置等の設備

（１）油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場Ｎｏ． | 新規、変更なし、変更前・変更後 |
| 事業場所在地 |  |
| 保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由 |  |
| 油水分離装置 | 型式 |  |
| 材質 |  |
| 構造 |  |
| 槽容量 |  |
| 排水溝 | 構造 |  |
| 材質 |  |
| その他の設備 | 種類 |  |
| 材質 |  |
| 構造 |  |

添付書類〇

特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図

（１）事業場平面図・位置図・付近の見取図

　　　事業場内の保管等の場所、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の設置場所を示す事業場平面図を添付してください。事業場の位置図及び付近の見取図（搬入路、搬出路を示し、幹線道路・駅等からの案内を示すもの）を添付してください。

（２）保管の場所に係る図面等

　　保管の場所の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。保管容器を使用する場合には保管容器の容量計算書、使用しない場合には保管物の積上げ図及び体積計算書を添付してください。

　　　保管の場所の囲いの設置位置及び構造を示す平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。なお、保管物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であることを示す書類を添付してください。

　　保管の場所から保管に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、保管の場所の底面が不浸透性の材料で覆われていることを示す平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。

（３）破砕等の場所に係る図面等

　　　破砕等の用に供する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。

　　　破砕等の用に供する設備の処理能力計算書を添付してください。

　　　破砕等の場所から破砕等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、破砕等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われていることを示す平面図、立面図、断面図、構造図を添付してください。

（４）保管等の場所の底面、油水分離装置等の設備

　　　保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備が設けられていることを示す平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書を添付してください。

添付書類〇　特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

１　添付書類〇事業計画の概要２（２）に記載する土地の土地公図（申請日前３月以内に発行されたもの）を添付してください。

２　添付書類〇事業計画の概要２（２）に記載する土地の登記事項証明書（申請日前３月以内に発行されたもの）を添付してください

添付書類〇　届出者が特定再生資源屋外保管事業場の土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証する書類

　添付書類〇事業計画の概要２（２）に記載する土地を申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付してください。

添付書類〇

住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）（届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）

１　申請者が法人の場合

　・定款又は寄附行為

　・登記事項証明書

　　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　注１）　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合（例えば、過去５年間の間に有限会社から株式会社に商号変更した場合や管轄法務局の変更を伴う本店所在地の変更があった場合等）には、閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本も併せて添付してください。

注２）　現在事項全部証明書の場合、過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可。

２　申請者が個人の場合

　・住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

添付書類〇

届出者が条例第９条第１項第３号イからワまでに該当しない者であることを誓約する書面（届出者が同号ヌに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が同号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面）

誓　約　書

申請者は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第９条第１項第３号イからワに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　埼　玉　県　知　事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠条文 | 欠格事項の内容 |
| 条例第９条第１項第３号 |
| イ | ○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ロ | 　○　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 |
| ハ | ○　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」「使用済自動車の再資源化等に関する法律」「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」）若しくはこの条例若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条（傷害罪）、第二百六条（現場助勢罪）、第二百八条（暴行罪）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集罪）、第二百二十二条（脅迫罪）若しくは第二百四十七条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 |
| ニ | ○　法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人（法第七条の四第一項第三号若しくは法第十四条の三の二第一項第三号（法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項第三号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあっては、埼玉県行政手続条例第十五条の規定による通知。以下この号において同じ。）があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。） |
| ホ | ○　法第七条の四若しくは法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項（法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。ヘにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの |
| へ | ○　ホに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出があった場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの |
| ト | ○　第十九条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者 |
| チ | ○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。） |
| リ | ○　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ヌ | 　○　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからリまでのいずれかに該当するもの |
| ル | ○　法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの |
| ヲ | ○　個人で規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの |
| ワ | ○　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

※１　法人役員等には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

※２　政令で定める使用人（条例施行規則第8条）とは、申請者の使用人で、本店又は支店（又は主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、特定再生資源に係る契約を締結する権限を有する者をいう。

添付書類〇

届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し）

１　法定代理人が法人の場合

（１）登記事項証明書

　　　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

　　 　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　　注１）　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合（例えば、過去５年間の間に有限会社から株式会社に商号変更した場合や管轄法務局の変更を伴う本店所在地の変更があった場合等）には、閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本も併せて添付してください。

　　　注２）　現在事項全部証明書の場合、過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可とします。

（２）役員等※の身分を証明する書類

　　　・住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　　　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　　　（マイナンバーの記載のないものを添付。）

　　　・直前の事業年度の確定申告書の別表２の写し（同族会社の判定に関する明細書）又は株主名簿

　　　　別表２で該当株主又は出資者が確認できない場合は、株主又は出資者を証明できる書類（株主名簿、議事録の写し等）

　　　　※　役員等には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は１００分の５以上の額に相当する出資をしている者を含む。

２　法定代理人が個人の場合

（１）　住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　　　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　　　（マイナンバーの記載のないものを添付。）

添付書類〇

届出者が法人である場合には、その役員の住民票の写し

住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　（マイナンバーの記載のないものを添付。）

添付書類〇

届出者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

 ※　該当株主の確認のため、直前の事業年度の確定申告書の別表２の写し（同族会社の判定に関する明細書）又は株主名簿を添付してください。

　　※　別表２で該当株主又は出資者が確認できない場合は、株主又は出資者を証明できる書類（株主名簿、議事録の写し等）を添付してください。

１　株主等が法人の場合

　・登記事項証明書

　　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる法人の履歴事項全部証明書又は登記簿の謄本

　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　注１）　過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合（例えば、過去５年間の間に有限会社から株式会社に商号変更した場合や管轄法務局の変更を伴う本店所在地の変更があった場合等）には、閉鎖事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本も併せて添付してください。

注２）　現在事項全部証明書の場合、過去５年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できないので不可。

２　株主等が個人の場合

　・住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　（マイナンバーの記載のないものを添付。）

　　注４）　株主と役員等（政令使用人を含む。）を兼務している場合は再度添付する必要はありません。

　　※　株主が亡くなって、遺産分割協議中の場合には、当該株主が亡くなったことを証する書類（住民票の除票等）及び遺産分割協議中である旨を記載した書類を添付してください。

３　社員持株会がある場合には、当該持株会の規約を添付してください。

添付書類〇

届出者に埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則第８条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

　　住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のある住民票抄本又は謄本。）

　　（申請日前３月以内に発行されたもの。正本には原本を添付。）

　　（マイナンバーの記載のないものを添付。）

添付書類○

次に掲げる事項を記載した標準作業書

イ　特定再生資源屋外保管事業場の維持に関する計画

ロ　油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法

ハ　電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものを回収し、及び処理する方法

ニ　保管又は破砕等（以下「保管等」という。）の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止する方法

ホ　保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生を防止する方法

へ　特定再生資源屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する方法

ト　当該事業に伴って生じる廃棄物の処理の方法

チ　その他知事が定める事項